

○出雲崎町造林事業補助金交付要綱

昭和 56 年 12 月 14 日
要綱第 2 号

(趣旨)

第 1 町長は、林業の振興を図るため別表に掲げる事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、出雲崎町補助金等交付規則(昭和 39 年 4 月 1 日制定)及びこの要綱の定めるところによる。

(交付基準等)

第 2 補助金は、別表の基準に基づき実績により交付する。

(交付申請書)

第 3 第 2 の補助金の交付を受けようとするときの交付申請書の様式は、別記様式とし、この申請書に添付する書類は、別表に定める。

(県要綱及び要領の準用)

第 4 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、新潟県林業関係補助金交付要綱(平成 20 年 4 月 1 日施行)、新潟県林業関係交付金交付要綱(平成 20 年 4 月 1 日施行)及び新潟県民有林造林事業実施要領(昭和 48 年 7 月 21 日制定)を準用する。この場合において、これらの規程中「知事(地域振興局長)」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和 56 年 12 月 14 日から施行し、昭和 56 年度分の補助金から適用する。

2 従前の出雲崎町造林事業補助金交付要綱は、廃止する。

附 則(平成 7 年 3 月 28 日要綱第 5 号)

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 10 日要綱第 17 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 14 年 11 月 1 日要綱第 13 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日要綱第 5 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 25 日要綱第 7 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別表(第1、第2、第3関係)

事業名	補助金交付の対象となるもの	補助金交付の対象経費及び交付の基準		要綱第3に規定する申請書に添付する書類
		対象となる経費	交付の基準	
民有林造林事業	森林所有者、森林組合及び森林所有者が主たる構成員となつて組織する規約を備えた協業体、森林経営計画等の認定を受けた者	森林造成目的で行う次の各号の事業に要する経費 1 森林環境保全整備事業 農山漁村地域交付金 (1)人工造林 (2)樹下植栽等 (3)保育(除間伐、更新伐、長期育成循環施業以外) (4)除間伐、更新伐、長期育成循環整備及びそれに附帯する森林作業道 (5)間伐材搬出 2 県単事業 (1)森林組合等受託施業推進事業 (2)保育(除間伐以外) (3)除間伐 3 町単造林事業 (1)人工造林 (2)保育 (3)除間伐に附帯する森林作業道	5%以内 5%以内 5%以内 20%以内 1,000円/m ³ 以内 2%以内 10%以内 20%以内 20%以内 20%以内 20%以内 20%以内	1 事業の終了後交付申請を行うもの ・申請内訳書 ・位置図及び施業図 受任申請の場合 ・委任状 森林組合等受託事業の場合 ・受託契約書の写し 2 森林組合等受託施業推進事業の場合 ・事業計画書 ・収支予算書 3 上記以外のもの ・事業計画書 その他は1に準ずる